

2015年(平成27年)7月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)6月23日付けで諮問(第752号)された建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコン

ピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市の建築物の耐震化促進は、「藤沢市耐震改修促進計画(以下「本市促進計画」という。)」を平成20年に策定し、これに基づき、昭和56年5月31日以前に建築した(以下「旧耐震」という。)建築物で耐震性の無い建築物に対し、木造住宅耐震診断、木造住宅耐震改修工事、分譲マンション耐震診断等の補助制度を設け、事業の推進をしている状況である。

平成25年11月25日に耐震改修促進法が改正され、平成27年3月に神奈川県耐震改修促進計画(以下「県促進計画」という。)一部改定により、目標とする住宅耐震化率は平成27年度までに90%、平成32年度までに95%と定められている。

本市促進計画でも住宅の耐震化率を平成27年度までに90%とする目標設定としているが、本市の木造戸建て住宅の耐震化率72.5%(平成26年1月1日時点)という低い状況であり、この耐震化率を向上させることが最重要課題となっている。木造戸建て住宅の耐震化は、原則、所有者自らが行うことと考えるが、居住者の安全のみならず住宅の倒壊による第三者への被害を未然に防ぐためにも、特に所有者に耐震化の必要性を理解してもらうことが重要である。市が行う耐震化の周知について、住宅の倒壊による隣接建物への影響や道路封鎖等の問題を及ぼすことを強調して広く市民に周知することで、第三者である市民から所有者への直接的指摘や風評被害も想定されるため、旧耐震の木造戸建て住宅の所有者に対しては、市から個別通知をするなどの直接対応が必要である。

加えて、本市促進計画改定時に、津波から逃れるための避難路(以下「津波避難路」という。)沿道建築物の耐震化を追加して盛り込むため、平成25年度には、津波避難路沿道にある旧耐震建築物の調査及び現計画に位置付けられた耐震化促進策として本市全域に広がる緊急輸送路・避難路沿道の旧耐震建築物の調査を行った。平成27年度には、平成25年度に調査した津波避難路に追加された津波避難路沿道の旧耐震建築物の調査を行っている。これらの調査には、資産税課で保有する家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び家屋棟番号図を利用している。

これらの情報の利用については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会において平成25年8月8日付け答申第577号及び平成27年3月12日付け答申第720号において承認された経緯がある。なお、いずれの調査も委託により行っており、対象建築物の位置は判明して

いるが、所有者の住所氏名を含んでいない。

緊急輸送路・避難路・津波避難路の沿道旧耐震建築物に対しても、建築物の倒壊により避難路を閉鎖してしまうなどの影響を軽減できるよう旧耐震の建築物所有者と直接に個別の対応をし、周知活動を充実していくことが必要である。

これまでに調査のため入手した現在調査中の業務以外の家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の個人情報については、委託業務の終了時点で消去し、家屋棟番号図も資産税課に返却している。

このため、本市の旧耐震の木造戸建て住宅の所有者及び緊急輸送路・避難路・津波避難路の沿道旧耐震建築物の所有者に対し、市から個別通知をするなどの直接対応を行うため、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の個人情報が必要である。

このことから、「個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略」、「目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略」、並びに「コンピュータ処理」、について本審議会に諮問するものである。

(2) 本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報について

ア 本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報の項目

表 - 1 , 表 - 2 のとおり。家屋課税台帳・家屋補充課税台帳の各項目は電子情報。

表 - 1 木造戸建て住宅

調査事項	必要な個人情報
家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none">・所有者氏名・所有者住所・所在地番・棟番号・建築年月・家屋構造・工法・新增（新築・増築の別）・階層（地上階・地下階）・家屋種類・家屋用途・異動年月日（登記）・家屋番号・賦課対象床面積合計・賦課対象床面積1階・賦課対象床面積1階以外

表 - 2 緊急輸送路・避難路・津波避難路の沿道建築物

調査事項	必要な個人情報
家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者氏名 ・所有者住所 ・異動年月日（登記） ・家屋番号

イ 情報の抽出条件とデータ件数

(ア) 木造戸建て住宅のための情報抽出条件とデータ件数

平成27年1月1日の市内全域の建築物に対し、「建築年月」が昭和56年5月31日以前で、「家屋構造」が木造、「工法」が在来工法、「新增」が新築及び増築、「階層」が地上2階及び地上1階、「家屋種類」が専用住宅及び兼用住宅の建築物に絞って表-1の必要な個人情報項目を抽出する。データ件数は約28,000件である。

(イ) 緊急輸送路・避難路・津波避難路の沿道建築物のための情報抽出条件とデータ件数

緊急輸送路・避難路については市内全域、津波避難路については片瀬地区・鵜沼地区・辻堂地区内に存在する平成27年1月1日のそれぞれの建築物に対し、「建築年月」が昭和56年5月31日以前で、対象建築物の位置を特定したものに絞って、表-2の必要な個人情報項目を抽出する。データ件数は最大で約500件である。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外利用することの必要性について

今回必要となる個人情報のデータ件数は約28,500件である。個別通知をするなどの直接対応を行うには、約28,500件の旧耐震建築物の情報を本人から収集するには、時間・労力・費用を莫大に費やし、事務の目的を達成することができないことから、それらに代わる手段として資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報を収集し、目的外に利用する必要がある。

(4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

今回の必要となる個人情報のデータ件数は約28,500件で、通知すべき相手が多数であることから通知する費用や事務を過分に要することとなる。そのため事務処理の効率性を著しく損なわないよう事前の個別通知を省略し、市民に対しては、「家屋課税台帳から家屋の状況用途などの個人情報を収集し利用します。」旨を広報ふじさわに掲載して事前に周知する。

なお、個別通知を行う際には、通知すべき相手が多数であるため、数回にわけて通知することとなるが、個別通知時の本文に「家屋課税台帳から家屋の状況用途などの個人情報収集し利用しています。」旨の事後の周知を行う。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

今回必要となる個人情報は、資産税課で保有する家屋課税台帳・家屋補充課税台帳の中から抽出し、表 - 1、表 - 2 に示す個人情報項目を分析し、個別通知をするなどの直接対応を行うため、CSVデータで抽出し、紙媒体に出力を行う。市内全域にある旧耐震建築物のデータ件数は約28,500件あり、これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑で、分析・集計を迅速にし、かつ正確に行うため、コンピュータ処理が必要となるものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報

資産税課が保有する家屋課税台帳・家屋補充課税台帳のうち、上記(2)アの表 - 1、表 - 2のとおりである。

ウ 安全対策について

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については、次により個人情報の保護に努めるものである。

(ア) 「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

(イ) 「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき、事務処理に努める。

(ウ) 資産税課から提供される上記(2)アのデータについては、IT推進課よりCSVデータで抽出し、安全対策が図られているIT推進課のネットワークドライブサーバーに保存する。

(エ) 建築指導課が使用するCSVデータの作業は、その都度、安全対策が図られているIT推進課のコンピュータ室で行い、保存する。

個別通知をするなどの直接対応を行うためのデータについては、紙媒体に出力を行う。

(オ) 紙媒体に出力したものの受け渡しについては、受け渡し簿を作成し、双方で確認し、紛失しないよう専用ケース等に収納して複数人で運搬する。

(カ) 紙媒体に出力したものの保存については、鍵のかかるキャビネットで管理する。

(キ) 本業務に当たる必要最低限の担当者が利用すること。

(ク) 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

- (ケ) 管理責任者を定め紛失等の事故が生じないように管理を行う。
- (コ) 不要になった時は、すみやかに廃棄する。

(6) 実施時期

2015年(平成27年)8月10日以降

(7) 提出資料

- ア 藤沢市耐震改修促進計画(概要版)
- イ 神奈川県耐震改修促進計画
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、今回必要となる個人情報のデータ件数は約28,500件である、としている。

また、個別通知をするなどの直接対応を行うには、約28,500件の旧耐震建築物の情報を本人から収集するには、時間・労力・費用を莫大に費やし、事務の目的を達成することができないことから、それらに代わる手段として資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報を収集し、目的外に利用する必要がある、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、今回の必要となる個人情報のデータ件数は約28,500件で、通知すべき相手が多数であることから通知する費用や事務を過分に要することとなる。そのため、事務処理の効率性を著しく損なわないよう事前の個別通知を省略し、市民に対しては、「家屋課税台帳から家屋の状況用途などの個人情報を収集し利用します。」旨を広報ふじさわに掲載して事前に周知する、としている。

また、個別通知を行う際には、通知すべき相手が多数であるため、数回にわけて通知することとなるが、個別通知時の本文に「家屋課税台帳から家屋の状況用途などの個人情報を収集し利用しています。」旨の事後の周知を行う、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

- ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今回必要となる個人情報とは、資産税課で保有する家屋課税台帳・家屋補充課税台帳の中から抽出し、(2)アの表-1、表-2に示す個人情報項目を分析し、個別通知をするなどの直接対応を行うため、CSVデータで抽出し、紙媒体に出力を行う。市内全域にある旧耐震建築物のデータ件数は約28,500件あり、これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑で、分析・集計を迅速にし、かつ正確に行うため、コンピュータ処理が必要となるものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2説明要旨(5)ウ(ア)から(コ)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (オ)、(ケ)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (キ)

(ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (コ)

(エ) 実施機関の安全対策を高めるための措置 (ウ)、(イ)

(オ) 日常的な安全対策 (ア)、(イ)、(カ)、(ク)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上